

# 厚木市下水道中期ビジョン

## 〔最終報告（令和3年度）〕

（平成32年度）

平成23年度～令和2年度

厚 木 市

# 目 次

1.「厚木市下水道中期ビジョン」最終報告について .....	1
2.基本方針・基本理念と重点施策 .....	4
3.これまでの取組.....	6
(1) [施策1] 浸水対策・浸水被害軽減対策 .....	5
(2) [施策2] 下水道施設の適正な維持管理 .....	12
(3) [施策3] 汚水処理の普及促進 .....	19
(4) [施策4] 経営基盤の強化.....	23
4.今後の取組のまとめ	

## 1. 「厚木市下水道中期ビジョン」最終報告について

下水道事業の在り方や方向性については、国により平成 17 年 9 月に 100 年という長期の将来像を見据えた「下水道ビジョン 2100」が取りまとめられ、これに示された姿を現実のものとするための 10 年間の取組として、平成 19 年 6 月に「下水道中期ビジョン」が取りまとめられ、現在は平成 26 年 7 月の「新下水道ビジョン」と平成 29 年 8 月の「新下水道ビジョン加速戦略」により示されています。

本市においても、国、県の計画及び厚木市の下水道が抱える課題を整理し、今後 10 年間で目指すべき方向性と取組内容について、市民と協働してより効果的な事業運営を行うため平成 22 年度に「厚木市下水道中期ビジョン」を策定しました。

「厚木市下水道中期ビジョン」の策定から 10 年が経過し、その間、東日本大震災の発生や大規模災害発生リスクの増大、エネルギーの逼迫、インフラの老朽化に伴うメンテナンスの推進、国・地方公共団体等における行財政の逼迫、成長戦略へのシフトの下で、社会資本や経済、行財政に対する視点が大きく変化してきています。

下水道事業においては、整備促進から管理運営の時代へと軸足が移っていくなか、施設の老朽化や運営体制の脆弱化等、事業執行上の制約が増大している一方で、PPP<sup>1</sup>/PFI<sup>2</sup>等の事業手法の多様化や ICT<sup>3</sup>（情報通信技術）の急速な進展等のイノベーションが進行してきています。

平成 25 年 12 月には、国土強靱化基本法が制定され、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することになり、強くしなやかな国土の形成のために下水道が果たしていくべき責務が明確化され、本市においても令和 3 年 3 月に「厚木市国土強靱化地域計画」が策定され、浸水軽減・浸水対策・耐震化・総合地震対策が施策として位置付けられました。

また、全国の多くの地方自治体で人口減少が進んでいる状況については、本市も例外ではありません。人口減少は、下水道使用料などの収入の減少に直結し、下水道事業の経営に大きく影響を及ぼしてきます。

そこで、経営環境が一層厳しくなる時代を見据え、本市では令和2年4月より地方企業会計方式を導入することにより、経営の効率性や健全性を多様な分析指標で測ることができるようになりました。

こうした背景から、平成23年度より10年間実施してきた「厚木市下水道中期ビジョン」における施策・取組みを評価・分析し、将来にわたって市民が安心して下水道を利用できるよう、投資計画と財源見通しの均衡の図られた健全な下水道事業を運営するため、「改訂厚木市下水道事業経営ビジョン」において、経営面と事業面のバランスが図られた中長期的な施策を位置付けるものとします。

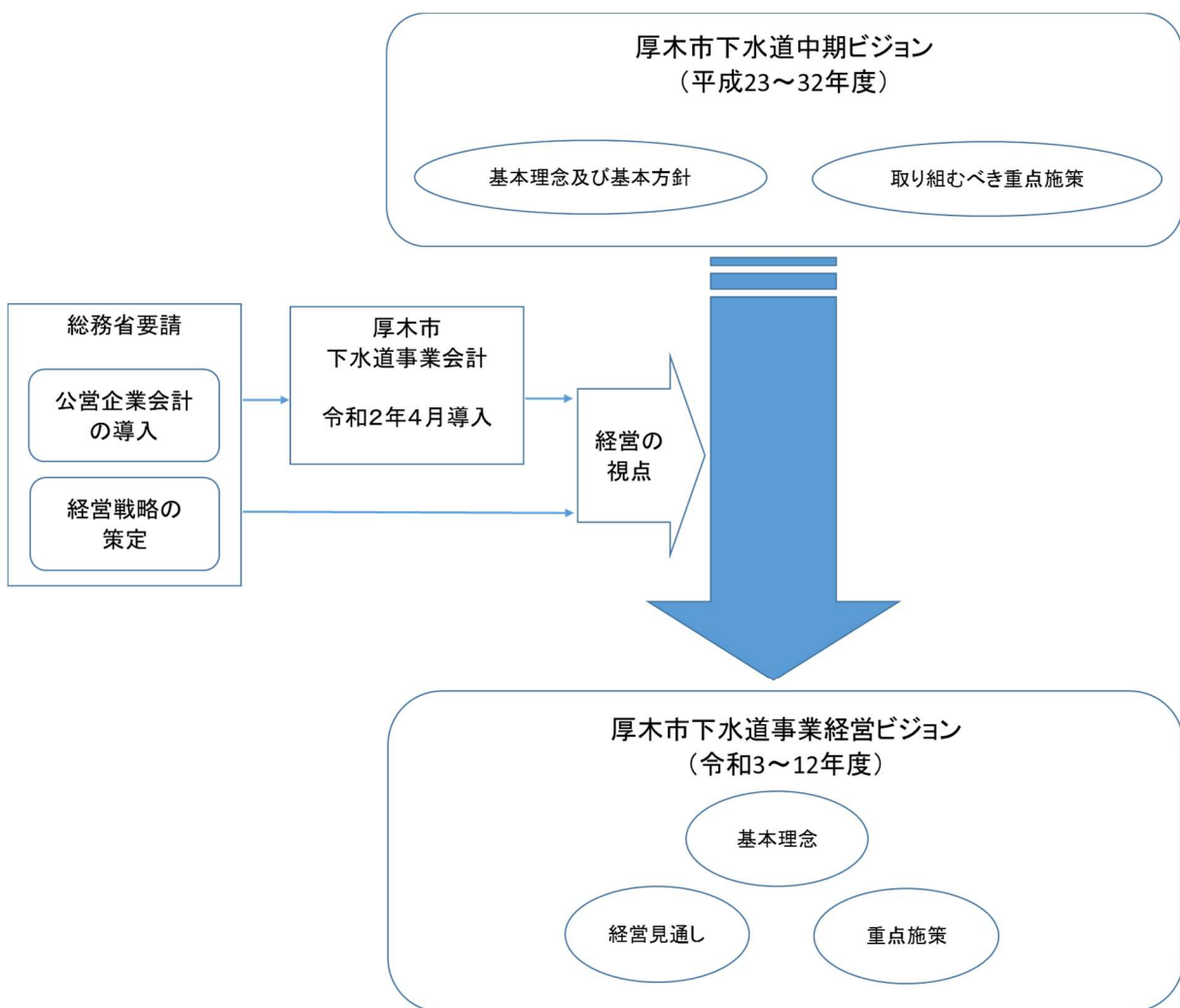


図 1-1 「厚木市下水道中期ビジョン」の位置づけ

## 2.基本方針・基本理念と重点施策

「厚木市下水道中期ビジョン」では4つの「基本理念・基本方針」ごとに分類し、本市の「下水道の役割」と「本市での状況」を実際の施策に関連付け整理、7項目に分類し進めてまいりました。

それに基づき今回[最終報告]では、各施策で行った取組みについて報告いたします。

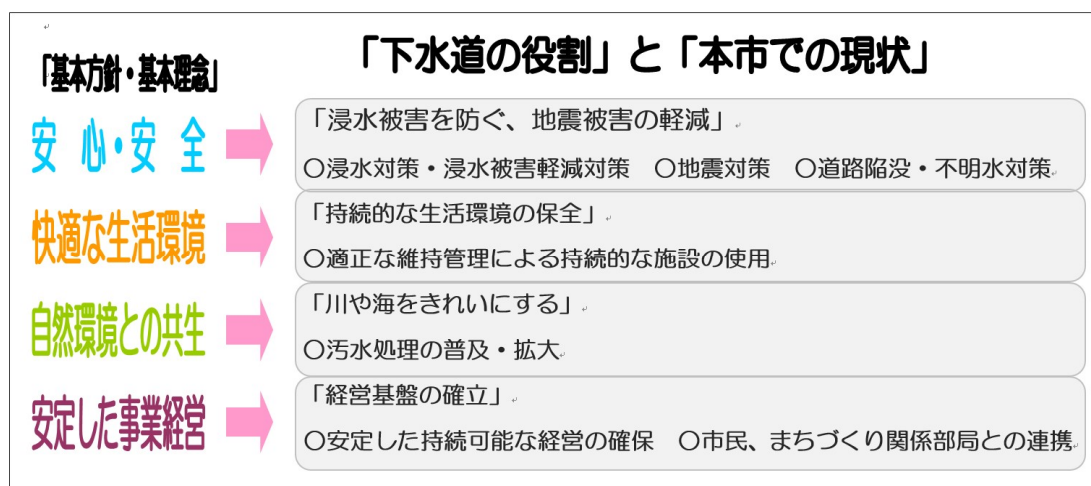


図 2-1 策定時の基本方針・基本理念と下水道の役割・本市での現状

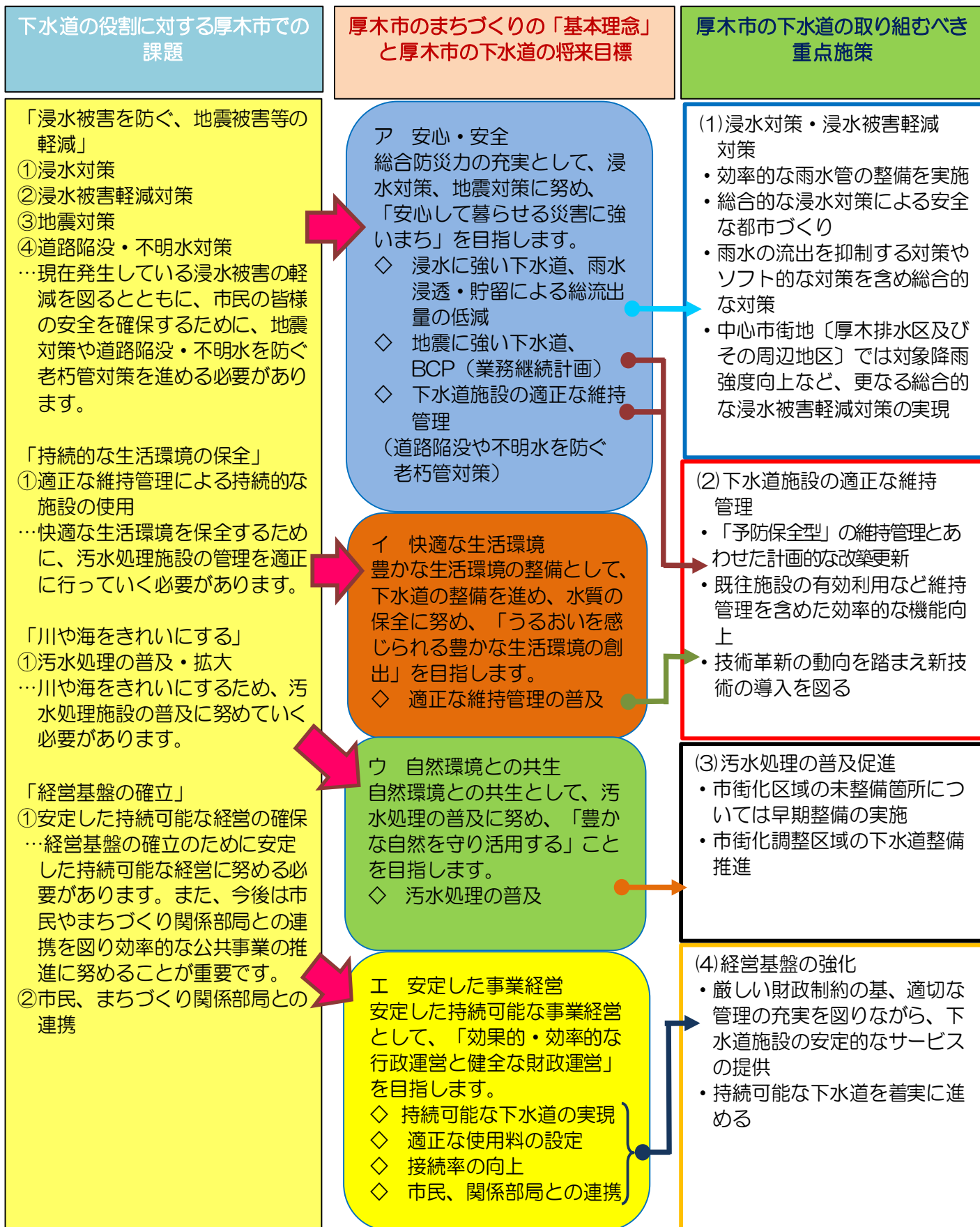


図 2-2 策定時の将来目標と重点施策

### 3.これまでの取組み

「厚木市下水道中期ビジョン」に掲げた基本方針・基本理念に沿って進めてきた施策について、令和2年度までの10年間の取組みとその実績について、施策ごとに紹介していきます。

#### (1) [施策1] 浸水対策・浸水被害軽減対策

##### ア 目的とした施策

浸水対策では、被害が発生した未整備地区を対象に5年に1度の大雨（51mm/hr）に対応できるよう雨水管整備を整備いたしました。

また、下水道施設の整備水準を超える局地的集中豪雨や、都市化に伴う雨水流出量の増加により、整備済区域についても浸水被害が多発していることから、市民の安心・安全な暮らしを守るため、自助・共助の強化を含む総合的な浸水対策により浸水被害軽減対策を進めてまいりました。



写真 3-1 浸水対策施設の整備

##### イ 10年間の取組・実績

###### (ア) 浸水対策

雨水計画に基づき、中依知・飯山・三田等の地区で、約11.4kmの雨水管の整備を実施しました。

**雨水管整備率** 平成22年度末 66.8% → 令和2年度末 69.2%

- 雨水管整備率：雨水管の整備を実施しようとする区域に対し、雨水管の整備が完了している区域の面積割合



浸水被害の発生時



浸水対策施設の整備後

写真 3-2 浸水対策施設の整備

これまでの雨水管の整備の状況は以下の通りです。

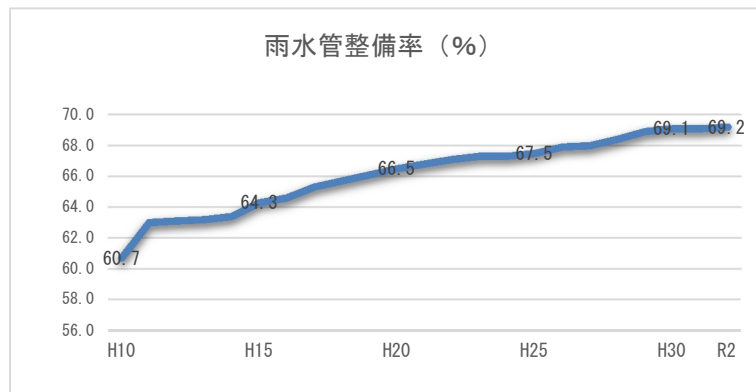


図 3-1 雨水管整備率の推移

### (イ) 浸水被害軽減対策

厚木市では平成 25 年 4 月の集中豪雨により本厚木駅周辺で大きな浸水被害が発生しました。そのため、平成 25 年度から市街地中心部で頻発する浸水被害を解消するため、下水道施設の整備水準を大きく超える豪雨を対象に、自助やソフト対策を含めた総合的な対策案の検討を行い、雨水対策施設の計画を位置づけました。

また、国土交通省では、計画降雨を超える局地的な大雨などに起因する浸水被害に対応するため、これまでに整備された施設のストックを適切に評価・活用するとともに、施設情報や観測情報を活用した新たな雨水管理計画の策定に向けた取り組みを進めており、平成 26・27 年度に本市がモデル地区として選ばれ、検討のための実行可能性調査（フィージビリティスタディー（FS 調査））を国との共同で実施しました。

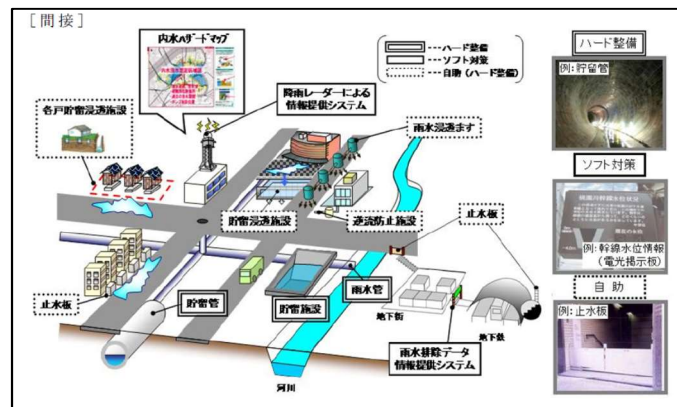


図 3-2 浸水被害軽減対策のイメージ



この FS 調査の対策案を参考に、本市では本厚木駅周辺の浸水被害軽減対策として厚木南地区に雨水貯留施設を整備（令和元年9月供用開始）し、また、令和元年度より令和4年度までの4ヵ年継続事業として厚木北地区の雨水貯留管の整備を進めています。

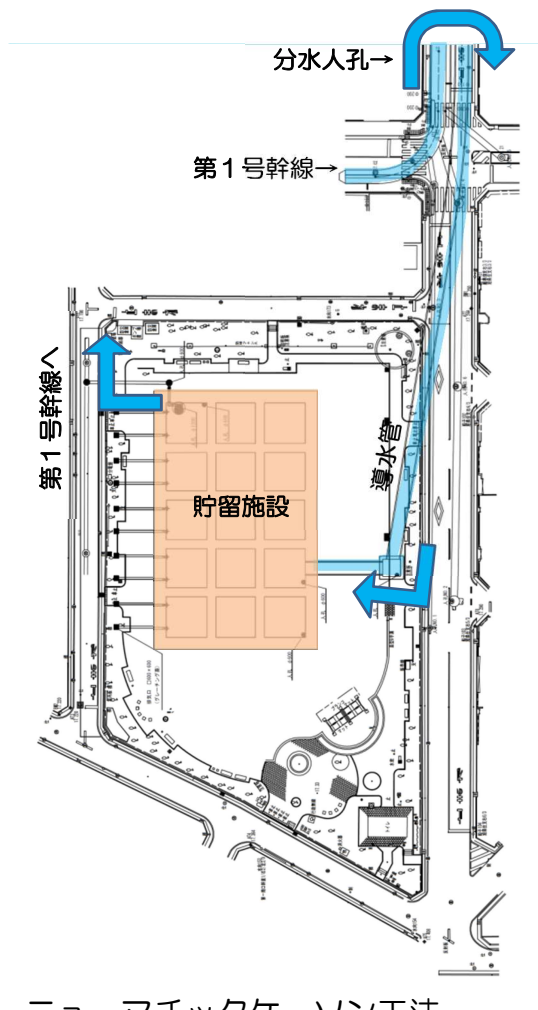
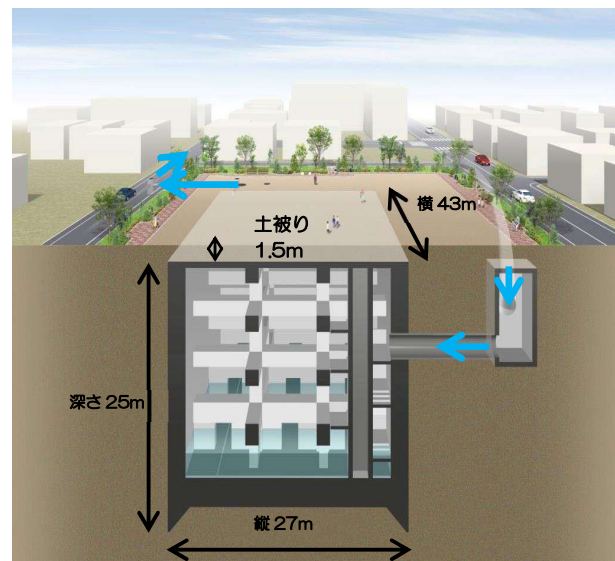


写真 3-3 雨水貯留施設整備後のあさひ公園



ニューマチックケーソン工法  
 縦 27m 横 43m 深さ 25m  
 （厚木市役所本庁舎とほぼ同じ）  
 貯留容量 約 14,800 立方メートル  
 （小学校のプール約 40 杯に相当）

図 3-3 厚木南地区雨水貯留施設の概要



シールド工法  
 管径 2,400 ミリ  
 長さ 1,130 メートル  
 平均土被り 8.7 メートル  
 貯留量 約 5,100 立方メートル

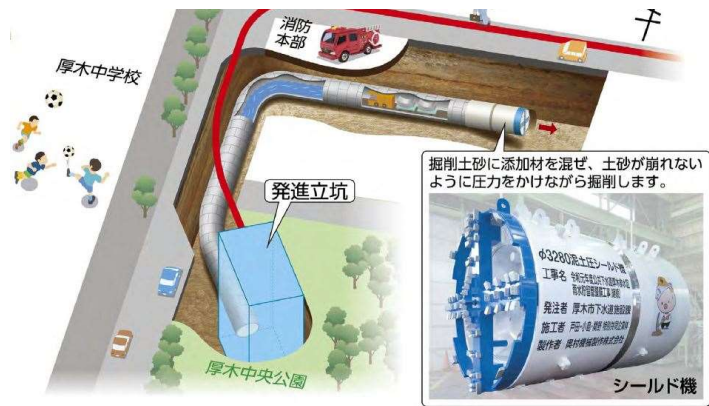


図 3-4 厚木北地区雨水貯留管の概要



写真 3-4 雨水貯留管整備状況 (厚木中央公園)

#### (ウ) 雨水流出抑制対策

下水道施設への負担を軽減させるため、敷地内からの雨水の流出を抑制する施設について設置対策を実施しました。

- 浸透ます：民間の宅地開発区域などにおいて、厚木市まちづくり条例「厚木市雨水浸透施設設置基準」に基づき、浸透ますの設置に適する地域での設置を開発事業者などに指導してきました。

#### (エ) 河川、農業用排水、道路などの施設管理者との連携強化

浸水対策を進めるにあたり、中心市街地へ流入する農業用排水の浸入を防ぐことや、排水能力の向上のために農業用排水施設を雨水管として切り替え利用するなど、雨水排水に係る各施設管理者と連携を図りながら、より効率的かつ効果的な浸水対策を進めてきました。

また、道路改良工事にあわせて雨水管の整備を行うなど、他事業との連携強化に努めました。

## ウ 課題

### (ア) 降雨の変化や都市機能の高度化の進展

近年では市街化の進展や集中豪雨の増加に伴い、下水道整備水準を上回る降雨が頻繁に発生しています。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展など都市機能の高度化が進むことにより、浸水に対する被害リスクが増大しています。

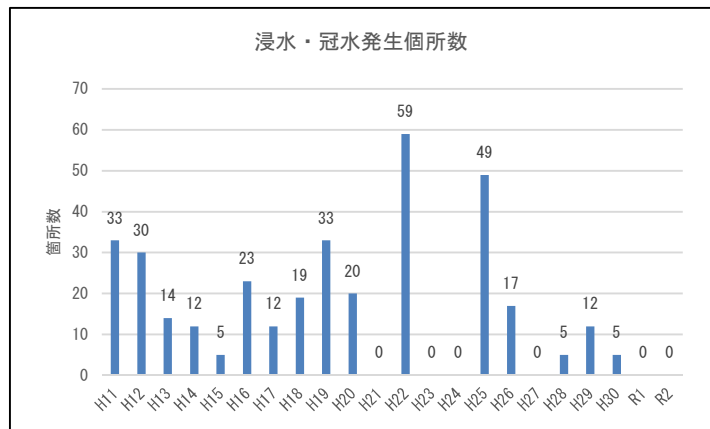


図 3-5 浸水・冠水発生箇所数

### (イ) 優先順位及び目標の見直し

市の限られた財源の中で効率的な整備を進めるため、浸水被害の発生状況など、地区の状況を踏まえた優先順位による計画的な施設整備が必要となります。



平成 26 年 10 月 5 日 台風 18 号



平成 25 年 4 月 6 日 集中豪雨

写真 3-5 市内での浸水被害の発生状況

(ウ) 増加する豪雨への対応として自助・共助のさらなる強化

計画降雨を超える近年の局地的集中豪雨においては、想定を超える浸水被害が多発しており、浸水被害の最小化を図るため、現在進めている下水道施設の整備によるハード対策だけではなく、ソフト対策及び自助・共助を促進することが必要となります。

(エ) 流域治水への取り組み

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等で全国各地において水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、令和3年7月に下水道法が改正され、下水道の樋門等の操作ルールの策定が義務化されるなど、氾濫をできるだけ防ぐための下水道における対策の強化が必要となります。

## (2) [施策2] 下水道施設の適正な維持管理

### ア 目的とした施策

本市の下水道事業は昭和37年度から計画策定に着手して以来、整備から約半世紀が経過し、老朽化する施設が徐々に増加する傾向にあります。

下水道施設の経年劣化による機能低下は、市民の生活に影響を与えるだけでなく、道路陥没などの事故を引き起こす原因となるなど重大な社会的影響を及ぼしかねません。

このため、確実に老朽化が進展する下水道施設に起因する事故を未然に防止するため、「予防保全型」の維持管理とあわせた計画的な改築更新に取り組んでいく必要があります。

また、新技術の開発、技術革新の動向を踏まえ、改築更新時にあわせて新技術の導入を図るとともに、既存施設の有効利用など維持管理を含めた効果的なストックマネジメントに努めてまいりました。

### イ 10年間の取組・実績

#### (ア) 長寿命化対策の実施

平成23年度に策定した「長寿命化構想」に基づき、「予防保全型」の維持管理を推進いたしました。管渠施設については、カメラ調査等を実施し、厚木排水区などで布設替えや更生工法により長寿命化を図りました。

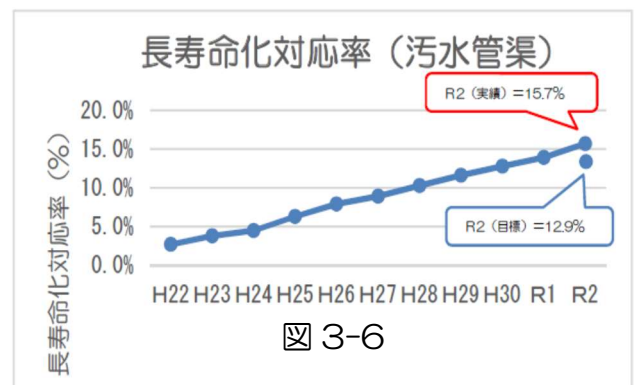


表 3-1 長寿命化対策の実績

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長寿命化対応率	2.7%	3.8%	4.5%	6.3%	7.9%	8.9%	10.3%	11.6%	12.8%	13.9%	15.7%



更生前



更生後

写真 3-6 更生工法の例

ポンプ施設（中河原中継ポンプ場）については、土木構造物及び建築構造物の耐震化を令和元年度から令和2年度までの2ヵ年継続事業として実施し、長寿命化を図りました。



写真 3-7 自家発電室  
耐震化施工状況

(イ) 不明水対策の実施

下水道管路への不明水流入は、適正な維持管理及び持続的な下水道施設の保持のために重要なことです。

本市では、不明水対策として下水道管路施設の調査や排水設備の誤接合調査を実施し、本管及び取付管の管更生、誤接続については指導改善し、不明水による被害などを未然に防いできました。

※不明水とは・・・下水のうち有収汚水以外の下水道管に何らかの原因で流入する地下水、直接浸入水等のこと

表 3-2 不明水対策・誤接調査の実績

年度		H23	H24	H25	H26	H27
不明水対策	対策	流量の計測 漏水箇所調査	下水道管の調査	下水道管の調査	流量の計測 下水道管の調査	流量の計測 マンホールの改修
	箇所	三田南3丁目ほか	まつかげ台ほか	下荻野	まつかげ台	三田南3丁目ほか
誤接調査	調査戸数	498 (戸)	430 (戸)	417 (戸)	小学校・中学校 などで実施	東名中・相川中 などで実施
年度		H28	H29	H30	R1	R2
不明水対策	対策	下水道管の調査 取付管の更生	下水道管の調査 人孔蓋の交換	流量の計測 下水道課の調査	下水道管の調査	下水道管の調査
	箇所	三田南3丁目ほか	飯山ほか	まつかげ台ほか	鳶尾5丁目ほか	毛利台2丁目ほか
誤接調査	調査戸数	150 (戸)	180 (戸)	250 (戸)	81 (戸)	182 (戸)

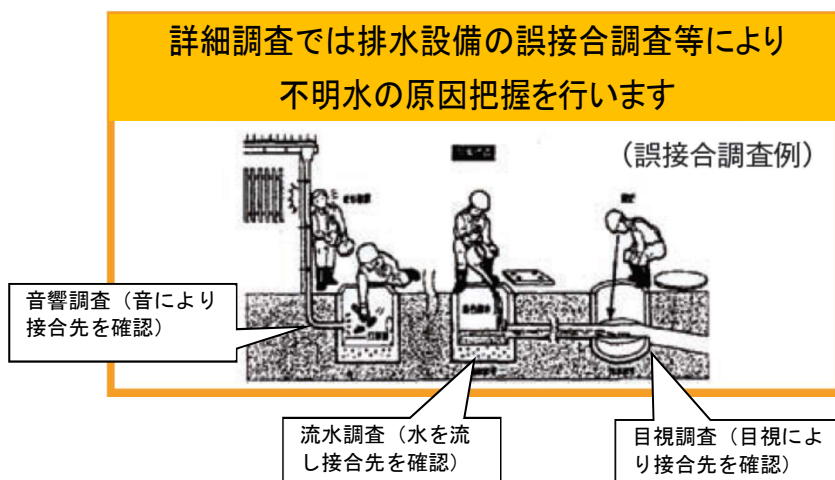


図 3-7 誤接合調査例



### (ウ) 業務継続計画（BCP）を策定

下水道は、汚水の排除・処理による公衆衛生の確保、雨水の排除による浸水の防除、汚濁負荷削減による公共用水域の水質保全など、市民生活にとって重要なライフラインの一つとなっており、災害時における下水道機能の維持または早期回復することが必要不可欠であります。

このため、災害（地震・津波、水害等）の発生により、職員、庁舎、設備等に被害を受け相当な制約がある場合において、応急・復旧業務や優先度の高い通常業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにすることが求められることから、令和元年度に業務継続計画（BCP）を策定いたしました。

#### ※BCP（Business Continuity Planning）

- ・・・自然災害など予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

### (エ) 下水道総合地震対策計画の策定

下水道施設は他のライフラインと異なり、地震時に同等の機能を代替する手段がないため、重要な施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策が必要であることから、平成28年度に下水道総合地震対策計画を策定いたしました。この計画の基、下水道機能の代替となる災害応急対策として、各避難所にマンホールトイレを整備いたしました。



図 3-8 災害用トイレシステム概略図

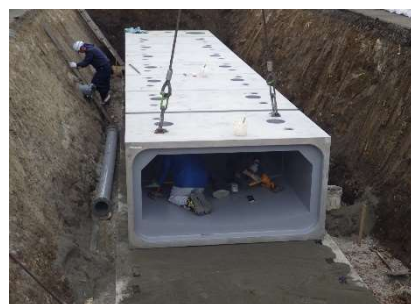


写真 3-8 災害用トイレ施工状況

表 3-3 災害用トイレ整備実績

広域避難所	荻野運動公園（14 基）
指定避難所	厚木中学校（8 基）、厚木小学校（6 基）、厚木第二小学校（6 基）

（オ）耐震対策の実施

被災時に帰宅困難者が多く発生することが想定される本厚木駅周辺を計画区域に設定し、陶管の管更生及び人孔浮上防止対策を行いました。さらに、指定避難所である学校施設（厚木小学校、厚木中学校、厚木第二小学校）からの排水系統について可とう継手の設置により耐震化を図りました。

（カ）下水道ストックマネジメント計画の策定

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理するため、令和2年度に下水道ストックマネジメント計画を策定しました。

## ウ 課題

### (ア) 継続的な管きよの維持対策

管きよのTVカメラ調査などの結果、本管の継手部分のズレ、管内の腐食による損傷・劣化などの不具合があることが明らかになりました。



写真3-9 管きよ内TVカメラ調査車



写真3-10 管きよ内の状況

今後、老朽化する管きよが増えていくことから、維持管理費の増大が見込まれます。

そのため、「厚木市下水道ストックマネジメント計画」（旧「厚木市下水道長寿命化構想」）に基づいた改築や維持修繕を実施していく必要があり、管きよの耐震化についても実施していきます。

また、TVカメラ調査の結果に基づき緊急度判定を行い、ライフサイクルコストを考慮した対策を実施し、適切な維持管理を行っていきます。

#### (イ) 継続的な施設の維持対策

市民や生活や生命に関わる重要なライフラインである下水道は、災害時においてもその機能を確保することが求められます。令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が発生したことを受け、国から下水道施設の耐水化に取り組むよう通達があったことから、中河原中継ポンプ場の耐水化について検討する必要があります。

#### (ウ) 不明水対策

不明水対策を適切に実施しないと、下水処理場への流出水量の増大を招き処理コストの増大となるだけでなく、下水道管路への不明水流入により管路施設などの能力低下を招き下水の溢れなどにより地域に被害をもたらすことにもなりかねません。また、管路施設の老朽化により発生したひびや隙間、マンホール蓋の破損部分等からの流入による不明水量の増加が懸念されるため、引き続き対策を講じることが必要であります。

### (3) [施策3] 汚水処理の普及促進

#### ア 目的とした施策

本市の下水道処理区域人口は 198,949 人（平成 21 年度末）でしたが、現在は 200,087 人（令和 2 年度末）まで増加し、下水道人口普及率は 89.4%まで向上しました。

市街化区域内では未整備箇所の早期整備を図り、市街化調整区域では、今後の厳しい財政状況、人口減少や家屋の分散による整備効率の低下などの課題を踏まえ、地域の実情にあわせた費用対効果を考えながら、効率的な汚水処理施設の整備手法の選択を行い普及促進に努めてまいりました。

#### イ 10 年間の取組・実績

##### (ア) 汚水処理施設の整備

汚水計画に基づき、汚水管きよを整備しました。

**下水道人口普及率** 平成 22 年度末 88.3% → 令和 2 年度末 89.4%

- 下水道人口普及率：行政人口に対し、汚水処理区域（汚水の処理が可能な区域）に居住する人口の割合

表 3-4 整備手法ごとの 10 年間の取組み内容と実績

整備手法	取組み内容	指標	10 年間の実績
下水道	住民の意向を把握し、接続意志が明確な地域を優先的に整備	下水道人口普及率	平成 22 年度 88.3% → 令和 2 年度 89.4%
合併浄化槽	下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽補助金制度（環境農政部）	合併浄化槽人口普及率	平成 22 年度 3.6% → 令和 2 年度 4.7%

### (イ) 市街化区域における普及促進

愛名・飯山・温水地区土地区画整理促進区域ではこれまで、土地区画整理事業との兼ね合いから区域内の整備が制限されてきましたが、平成24年度より「愛名・飯山・温水土地区画整理促進区域における公共施設の整備方針」に基づき、公共下水道の整備が可能となったことから、平成27年7月に受益者負担金に係る負担区の公告を行い、平成29年度から工事を実施しています。

表 3-5 愛名・飯山・温水地区土地区画整理促進区域内の整備実績

	【計画】 (1320)		【令和2年度末実績】
汚水管整備	2151m	→	1270m
汚水柵整備	97基 (78)	→	73基

※ ( ) 平成27年度受益者負担金に係る負担区公告時の計画延長及び基数

### (ウ) 私道での下水道の整備

公共下水道については生活環境の改善を目指して整備を進めているもので、原則として公道での整備となりますが、市街化区域内の私道においては、「厚木市私道への公共下水道設置に関する取扱要綱」に基づき、複数の家庭が使用し公共性が認められる場合は、公道と同様に公共下水道を設置することができます。

本市では上記の要綱に基づき、私道での下水道整備を進めてきており、近年では4件の申請があり、整備を行いました。



写真 3-11 私道における整備状況

## (工) 市街化調整区域における普及

市街化調整区域においては公共下水道が普及しておらず、単独浄化槽も多いことから、公共用水域における水質保全に課題が残っています。

このような状況から、市街化調整区域における下水道整備については、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ「市街化調整区域における汚水整備の方針」に基づき、平成30年度に下水道整備計画を策定・公表し、下水道の安定した経営の範囲内において、令和3年度から令和12年度までの10年間で第1期として、優先順位の高い区域から整備を開始します。

第1期では、主に市街化区域に近接した家屋が密集する区域や、小学校・病院等の大型施設が含まれる区域など「下水道整備区域図」の赤色で示した区域について、令和8年度末までに国の交付金を活用して整備し、その後、令和12年度末までに、黄色で示した区域を整備する予定です。

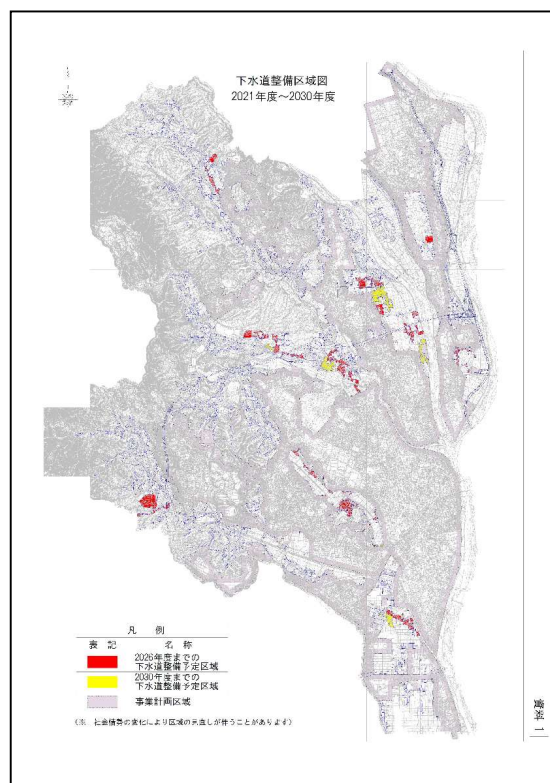


図 3-9 下水道整備区域図

#### (オ) 普及促進活動

本市では下水道知識の普及と啓発を図るため、下水道の役割を学ぶ小学校 4 年生を対象に、下水道に関するポスター・作文・書道の作品を募集しています。



図 3-10 コンクール入賞ポスター

#### ウ 課題

##### (ア) 市街化区域の下水道整備

市街化区域内の未整備区域のうち整備が必要な区域は、愛名・飯山・温水地区土地区画整理促進区域及び私道に面する区域等であり、引き続き整備を進める必要があります。

##### (イ) 市街化調整区域の下水道整備

市街化調整区域の下水道整備は、主に市街化区域に近接した家屋が密集する区域や小学校・病院等の大型施設が含まれる区域から優先的に整備を実施しますが、できるだけ多くの市民に公共下水道への転換をいただけるよう、受益者分担金、私設下水道の設置、下水道使用料など各個人の費用負担について説明等を実施し、接続率の向上に努める必要があります。



## (4) [施策4] 経営基盤の強化

### ア 目的とした施策

下水道は市民生活に欠かせない基盤施設であり、将来にわたって安定した事業運営を行っていく必要があります。

下水道施設は昭和40年代から整備が進められ、下水道の管きよなどの施設（資産）が膨大な量となってきており、今後、これらの資産の改築更新が必要となっていますが、景気の低迷、人口減少、産業構造の変化などにより下水道使用料収入も頭打ちとなっていました。

こうした環境の変化の中で、良質なサービスを安定的に提供できるよう、経営の効率化に努め、経営基盤の強化を図ってまいりました。

### イ 10年間の取組・実績

#### (ア) 下水道使用料の改定（値上げ）

かつて市の発展とともに急激に下水道整備を行ったことから、下水道事業債の償還額が多額となり、下水道使用収入が不足する部分について一般会計からの繰入金で補っていましたが、本来、公共下水道事業は公営企業として、利用者からの使用料を中心として経営を行う必要があります。

こうしたことから、平成26年度に平均9.6%の改定（値上げ）を行い、使用料の増収（前年度比約3億円）を図りました。

その後、徐々に起債の償還を終えてきたことや、資本費平準化債（※）の活用などもあり、使用料不足に対する一般会計繰出金は縮小し、令和元年度には使用料不足が解消しています。

（※）下水道事業債の元金償還期間（35年）と下水道施設の減価償却期間（45年、耐用年数）が異なっていることから、この差に対する負担を繰り延べるために発行するもの。

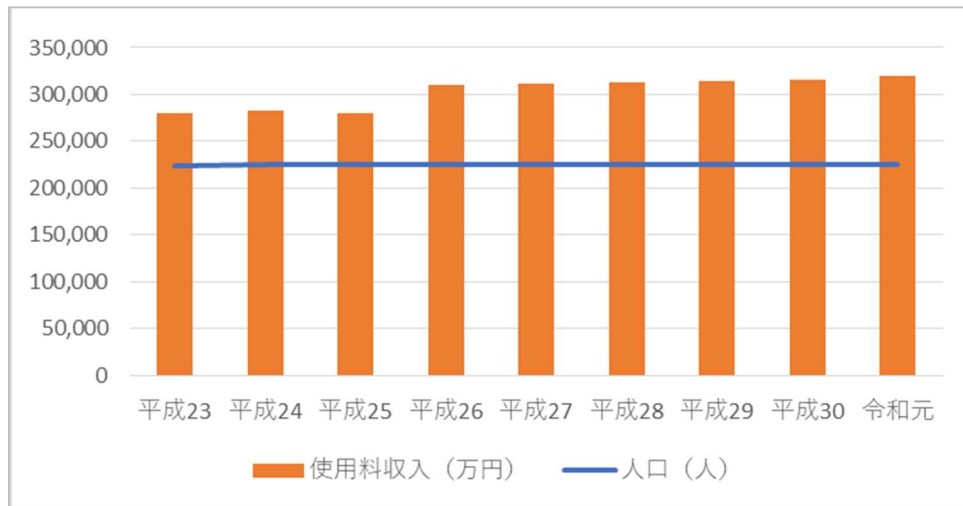


表4-1 下水道使用収入と人口の推移

(イ) 地方公営企業法の適用

経営状況を適切に把握し、経営の効率化と基盤強化を図るため、令和2年4月から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計を採用しました。

これにより、固定資産台帳を作成することで保有する管渠等の施設の状況が明確となり、簿記に則った財務諸表を作成することにより経営状況、資産状況が明らかになりました。

企業会計初年度の令和2年度の決算では、当年度純利益が約2億4千万円となるなど、黒字経営を達成しています。

(ウ) 厚木市下水道事業経営ビジョンの策定

経営環境の変化に対応するとともに、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要があることから、総務省の要請（平成26年8月29日付通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」、平成28年1月26日付通知「「経営戦略」の策定推進について」）に基づき、平成30年10月に中長期的な経営の基本計画である「厚木市下水道事業経営ビジョン」を策定しました。

これは、令和2年4月の企業会計移行以前だったため、従来の官庁会計方式による財政推計を行って策定しており、その中で、当面下水道使用料の値上げは不要であるとの方向性を示しました。

令和2年度に企業会計に移行し、将来に向けた管きょ施設等への投資の見通しや必要となる財源の試算からなる「投資・財政計画」を立て、現在経営ビジョンの見直しを行っています。

#### (エ) その他経営基盤の強化に向けた取り組み

経営基盤の強化に関して、次のような事項に取り組んできました。

- 収入の確保（収納率の向上、水洗化率の向上、人口普及率の向上、下水道使用料算定の適正化、私設下水道工事の事前着工防止など）
- 経費の削減（工事コストの削減、不明水の削減、民間活力の活用など）
- 市街化調整区域の整備に向けた受益者負担金制度の創設（受益者負担金第6負担区）
- 定員管理・組織の適正化

### ウ 課題

本市を取り巻く、環境と課題につきましては、次のような外的要因、内的要因があります。具体的な内容につきましては、改定下水道事業経営ビジョンで詳述しています。

#### 1 外的要因

- (1) 人口減少
- (2) 大規模自然災害の発生（地震、大雨等）
- (3) 国の動向

#### 2 内的要因

- (1) 下水道施設の老朽化の進行
- (2) 持続可能な健全経営

#### 4.今後の取組のまとめ

前章までに各施策の取組みを整理した結果、以下の施策について取組む必要があります。

[施策1] 防災・減災対策

[施策2] 汚水処理の普及促進

[施策3] 長寿命化対策

[施策4] 経営マネジメントの強化

本市の下水道事業については、以上の4つの施策を今後も効率的に進め、本市が目指す都市像の実現に向けて下水道が担う役割を確実に果たしていきます。